

議案第 54 号

丸亀市学校職員の服務に関する規則の一部改正について
丸亀市学校職員の服務に関する規則の一部を次のとおり改正いたしたい。
令和 8 年 3 月 27 日

丸亀市教育委員会
教育長 末 澤 康 彦

丸亀市学校職員の服務に関する規則の一部を改正する規則
丸亀市学校職員の服務に関する規則(平成 17 年教育委員会規則第 16 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>第 3 章 休暇等の請求等</p> <p>(職員の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の請求等)</p> <p>第 8 条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年香川県条例第 8 号。以下「公立学校職員勤務時間等条例」という。)</p> <p>第 15 条第 1 項又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年香川県条例第 9 号。以下「職員勤務時間等条例」という。)<u>第 16 条第 1 項</u>に規定する職員の申出は、あらかじめこれらの規定に定める指定期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇指定期間指定申出書(様式第 11 号)に記入して、教育長に提出しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>公立学校職員勤務時間等規則第 14 条の 4 第 4 項の規定による申出及び同条第 5 項の規定による変更又は職員勤務時間等規則第 21 条第 3 項の規定による申出及び同条第 4 項の規定による変更並びに子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、あらかじめ子育て部分休暇申出(変更)兼承認(取消)請求書(様式第 11 号の 4)を教育長に提出しなければならない。</u></p>	<p>第 3 章 休暇等の請求等</p> <p>(職員の介護休暇、介護時間及び子育て部分休暇の請求等)</p> <p>第 8 条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年香川県条例第 8 号。以下「公立学校職員勤務時間等条例」という。)</p> <p>第 15 条第 1 項又は職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成 7 年香川県条例第 9 号。以下「職員勤務時間等条例」という。)<u>第 16 条第 1 項</u>に規定する職員の申出は、あらかじめこれらの規定に定める指定期間(以下「指定期間」という。)の指定を希望する期間の初日及び末日を介護休暇指定期間指定申出書(様式第 11 号)に記入して、教育長に提出しなければならない。</p> <p>2～5 略</p> <p>6 <u>子育て部分休暇の承認を受けようとする職員は、子育て部分休暇承認(取消)請求書(様式第 11 号の 4)を教育長に提出しなければならない。</u></p>

様式第 11 条の 3、様式第 11 条の 4 及び様式第 23 号を次のように改める。

様式第11号の3（第8条関係）

介護時間承認申請書

教育長 様		年 月 日提出		年 月 日受付	
		学 校 名			
		職 氏 名			
下記のとおり介護時間の承認を受けたいので申請します。					
記					
期 間	年 月 日から 年 月 日まで		時 間	時 分から 時 分まで 時 分から 時 分まで	
	<input type="checkbox"/> 毎日 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
連続する3年の期間		年 月 日から		年 月 日まで	
要介護者に 関する事項	氏 名		年齢		歳
	続 柄				
	同居又は別居の別及び別居の場合は要介護者の住所		<input type="checkbox"/> 同居 <input type="checkbox"/> 別居 (住所)		
要介護者の状態及び具体的介護の内容					

子育て部分休暇申出(変更)兼承認(取消)請求書

年 月 日			
様			
学校名 職・氏名			
次のとおり子育て部分休暇の申出(変更)及び承認を請求します。			
1 請求に係る子			
氏 名			
請求者との続柄等			
生 年 月 日	年 月 日		
2 申出の内容 又は変更後 の内容	①1日につき2時間を超えない範囲内 ②1年につき条例で定める時間(10日相当)を超えない範囲内		
	変更が必要な事情		
3 請求期間	年 月 日から	毎 日	午前 時 分 から 午前 時 分 まで
	年 月 日まで	その他 ()	午後 時 分 から 午後 時 分 まで
	年 月 日から	毎 日	午前 時 分 から 午前 時 分 まで
	年 月 日まで	その他 ()	午後 時 分 から 午後 時 分 まで
4 備 考			

注

- 1 該当する□には、✓印を記入すること。
- 2 申出の内容を変更する場合は、「内容が必要な事情」欄に、申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより該当申出の内容を変更しなければ小学校就学の始期から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子の養育に著しい支障が生じることとなった状況が明らかになるように具体的に記入すること。
- 3 「3 請求期間」欄には、申出又は変更に係る年度内の期間を記入すること。
- 4 「4 備考」欄には、請求に係る子が養子の場合には養子縁組の効力が生じた日を記入すること。
- 5 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄等及び生年月日を証明する書類(医師若しくは助産師が発行する出生(産)証明書、母子健康手帳の出生届出済証明書、官公署が発行する出生届受理証明書若しくは養子縁組届受理証明書、事件に係属している家庭裁判所等が発行する事件係属証明書、児童相談所長が発行する委託措置決定通知書若しくは証明書等のいずれか又はそれらの写し)を添付すること。
- 6 「3 請求期間」欄に記入された期間内における子育て部分休暇の承認の請求及び取消しの請求は、裏面に記入して行うこと。

(裏)

承認権者の確認	請求者の確認	請求年月日	請求に基づく承認又は取消し後の子育て部分休暇の時間				残時間数 [申出の内容が②の場合]	備考
		承認年月日	年 月 日	午 前	午 後	時間数		
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	
		年 月 日	年 月 日	時 分から	時 分から	時間	時間	
		年 月 日		時 分まで	時 分まで	分	分	

様式第23号（第21条関係）

氏 名 等 変 更 届 書

教育長 様	年 月 日提出		年 月 日受付	
	学 校 名			
	職 氏 名			
<p>下記のとおり変更したので届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>				
新氏名及び住所				
旧氏名及び住所				
変 更 年 月 日				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。